

石川県公報

平成24年8月3日

第12515号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (厚生政策課)	1	医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	2
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	2
医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	1	政府調達に関する協定に係る入札公告 (情報政策課)	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称 の変更の届出 (同)	2	土地区画整理組合の定款の変更認可公告 (都市計画課)	4
介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	2	開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	5
		開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (同)	5

告 示

石川県告示第368号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
新 ウエルシア石川作見薬局	加賀市作見町ニ42番1	平成24年6月1日
旧 ドラッグフジイ加賀作見薬局		

石川県告示第369号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人 萌和会	加賀市動橋町ワの3番地の1	いまケア24	加賀市深田町口の2番地の1	平成24年 4月1日
医療法人社団 仁志会	小松市上小松町丙41-1	リハビリ長寿~稚松道場~	小松市松任町115番地3	平成24年 6月18日

石川県告示第370号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を

担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
板 谷 明 英 (らいふマッサージ治療院 かほく店)	河北郡津幡町井上の荘1 - 5	平成24年7月4日

石川県告示第371号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	変更年月日
新 ウエルシア石川作見薬局	加賀市作見町二42番1	平成24年6月1日
旧 ドラッグフジイ加賀作見薬局		

石川県告示第372号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人 萌和会	加賀市動橋町ワの3番地の1	いまケア24	加賀市深田町口の2番地の1	平成24年4月1日
医療法人社団 仁志会	小松市上小松町丙41-1	リハビリ長寿～稚松道場～	小松市松任町115番地3	平成24年6月18日

石川県告示第373号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	指定年月日
板 谷 明 英 (らいふマッサージ治療院 かほく店)	河北郡津幡町井上の荘1 - 5	平成24年7月4日

石川県告示第374号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

区 域	日 時	場 所
加賀市のうち 橋立小学校、金明小学校及び黒崎小学校の各通学区域	9月3日(月) (午前10時から午後3時まで)	石川県漁業協同組合 加賀支所荷捌き所
加賀市のうち 山中地区並びに山代小学校、東谷口小学校、庄小学校及び勅使小学校の各通学区域	9月4日(火) (午前10時から午後3時まで)	加賀市文化会館
加賀市のうち 湖北小学校、片山津小学校、動橋小学校、分校小学校及び作見小学校の各通学区域	9月5日(水) (午前10時から午後3時まで)	動橋地区会館
加賀市のうち 錦城小学校、錦城東小学校、三木小学校、緑丘小学校、三谷小学校及び南郷小学校の各通学区域	9月6日(木) (午前10時から午後3時まで)	加賀市役所
中能登町全域	9月11日(火) (午前10時30分から午後3時まで)	社会福祉センター

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- 借上件名及び数量
インターネット情報提供機器(その2)借上げ 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による。
- 借上期間
平成24年12月1日から平成28年11月30日まで
- 借上場所
別途指定する場所
- 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成24年石川県告示第172号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を平成24年8月31日(金)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。)。提出された証

明書等を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められる者に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当
電話番号 076 - 225 - 1322 F A X 番号 076 - 225 - 1339

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限
平成24年9月14日(金) 午前11時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

- (4) 開札の日時及び場所
平成24年9月14日(金) 午前11時 石川県庁行政庁舎811会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented
Equipment renewal such as communications equipment for web browsing etc 1 set

- (2) Period of lease
December 1, 2012 - November 30, 2016

- (3) Delivery place
To be specified later

- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. September 14, 2012

- (5) Contact point for the notice
Information Administration Division, Planning and Development Department, Ishikawa Prefectural Government,
1-1 Kuratsuki, Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL 076 - 225 - 1322

土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとお

り認可した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
野々市市中南部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
野々市市三納二丁目119番地
- 3 設立認可の年月日
平成11年2月10日
- 4 変更認可の年月日
平成24年7月30日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
かほく市大崎東58番1及び59番	かほく市宇野気二81番地 かほく市

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成24年8月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
加賀市新保町口（山）1番1、1番15及び1番16	緑地 加賀市新保町口（山）1番16	小松市犬丸町丁76番地10 有限会社月津運送

